

# 兵庫県公報

平成20年9月1日 月曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 告示                                    | ページ |
| 漁業法に基づく但馬海区における定置・区画漁業の免許（但馬県民局）..... | 1   |
| 但馬海区漁業調整委員会公告                         |     |
| 漁業法に基づく指示 .....                       | 1   |

## 告示

兵庫県告示第903号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、但馬海区における定置・区画漁業を平成20年9月1日次のとおり免許した。

平成20年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の住所（所在地）及び氏名（名称）

| 漁場計画<br>公示番号 | 免許番号   | 漁業権者の住所又は所在地      | 漁業権者の氏名又は名称 |
|--------------|--------|-------------------|-------------|
| 定第601号       | 定第601号 | 豊岡市竹野町竹野163番地     | 有限会社松正漁業    |
| 定第602号       | 定第602号 | 同上                | 同上          |
| 定第603号       | 定第603号 | 美方郡香美町香住区鎧374番地の1 | 餘部漁業生産組合    |
| 定第604号       | 定第604号 | 同上                | 同上          |
| 定第605号       | 定第605号 | 美方郡新温泉町釜屋282番地の2  | 有限会社釜屋大敷    |
| 区第701号       | 区第701号 | 美方郡香美町香住区若松747番地  | 但馬漁業協同組合    |
| 区第702号       | 区第702号 | 同上                | 同上          |
| 区第703号       | 区第703号 | 同上                | 同上          |
| 区第704号       | 区第704号 | 同上                | 同上          |
| 区第705号       | 区第705号 | 同上                | 同上          |
| 区第706号       | 区第706号 | 同上                | 同上          |
| 区第707号       | 区第707号 | 美方郡新温泉町芦屋663番地の1  | 浜坂町漁業協同組合   |

### 2 免許の内容及び存続期間

平成20年2月26日付兵庫県告示第164号（但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容となるべき事項等）で公示した免許の内容及び存続期間のとおり。

## 但馬海区漁業調整委員会公告

### 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、定置漁業と他の漁業との操業調整を図るため、次のとおり指示する。

平成20年 9月 1日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 吉 岡 修 一

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第57号

2 指示事項

免許番号定第601号、定第602号、定第603号、定第604号、定第605号の定置漁業に係る次の区域においては、他の漁業を営んではならない。

区域（図面参照）

次の直線A、B、C及びDの4直線によって囲まれた区域

沖合の線（A線） 垣網の両端を結ぶ直線の延長において、身網の外側から100メートル（ただし、定第605号は50メートル）の点（a点）を通り身網の長軸に平行な直線

側面の線（BC線） A線上において、a点から左右へそれぞれ550メートルの点を通りA線と直角に交わる2直線

地方の線（D線） 垣網の磯の末端を通りA線に平行な直線

3 指示の有効期間

平成20年 9月 1日から平成25年 8月31日まで

